

2021年6月17日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

7月以降における授業等の実施方法について（通知）

6月以降における授業等の実施方法については、5月27日付け理事・副学長（教育・国際担当）通知「2021年度6月以降における授業等の実施方法について（通知）」でお知らせしたところですが、7月以降については、次のとおり実施します。

本学としては、7月以降の授業については、感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則とします。その上で、感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、むしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨します。

そこで、授業内容などにより授業形態が異なってきますのでご注意ください。

なお、授業の実施方法等の変更がある場合には、当該授業の受講者に各担当教員から連絡がありますので、学務システム（LiveCampus）に登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

また、6月30日までの学生の大学構内への入構は5月27日付け通知のとおりですが、7月以降は入構制限を解除します。ただし、入構時に学生証の提示を求めますので、学生証は必ず携行してください。

学生の皆さんの安全と学修機会の確保を両立させるとともに、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束で皆さんの望む大学生活を取り戻すために、今回の対応への理解と協力をお願いします。

最後になりますが、皆さんには「感染しない。感染させない。」との考えの下に、特に対面授業も始まりますので、構内でのマスク着用や手指消毒、3密回避やソーシャルディスタンス確保の徹底とともに、大人数での集まりや会食等を避ける等の感染防止対策に取り組むなど、最大限の注意を払いながら生活を送るようお願いいたします。お互いに協力しながら、この困難な状況を乗り越えていきたいと考えております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により見直す場合は、改めて周知いたします。